

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第 56 号

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則（平成 18 年佐賀県規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 健康推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p>4 衛生対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)の施行に関すること。</u></p> <p>(15)～(22) 略</p> <p>5 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 健康推進課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p><u>(17) 食品表示法(平成25年法律第70号)の施行に関すること(栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品表示に関する部分に限る。)</u></p> <p>4 衛生対策課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p><u>(14) 食品表示法の施行に関すること(アレルギー、消費期限その他の国民の健康の保護を図るために必要な食品表示に関する部分に限る。)</u></p> <p>(15)～(22) 略</p> <p>5 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。